



〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町1-28-32

電話:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245

越智オフィス 検索

越智法務行政書士事務所 検索

# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 厚生労働省が公表した 「外国人の活用好事例集」の概要

### ◆約 50 社を実態調査

厚生労働省は今年 4 月、外国人労働者の活用事例に関する実態把握の調査結果から、「外国人の活用好事例集 ～外国人と上手く協働していくために～」を公表しました。

外国人を雇用している企業約 50 社を対象としたヒアリング調査をもとに有識者で構成された研究会で結果の分析を行い、好事例となる取組内容を取りまとめたものです。

これによると、「外国人と上手に協働していくための 3 つの要諦」として、以下の点が挙げられています。

(1) 外国人にとっても魅力的な就労環境を整備し、自社が求める人物像を事前にはっきりとさせようとして、効果的な募集・採用経路を選択する。

…日本で就労する外国人は、「評価システムが不透明であること」や「昇進が遅いこと」に不満を感じているため、優秀な外国人を確保するためには、「職務内容の明確化」と「公正な能力評価・処遇の実現」など、外国人にとっても魅力的な就労環境を整備していくことが求められる。これにより、ミスマッチによる早期離職等の防止や、入社後の外国人社員の定着にも資することが期待できる。

(2) 「言語」「能力開発」「メンタルサポート」「安全衛生」「宗教・文化」などについて、ボーダレスな職場環境を目指す

…外国人社員の日本語能力を向上させることで、日本人社員との円滑なコミュニケーションが促進され、生産性の向上につながっていくことが期待できる一方、職場の円滑なコミュニケーションを促進すれば、外国人社員の日本語能力の向上だけではなく、自社の日本人社員の語学力の向上にもつながる。



(3) 外国人社員が生活者として自立できるよう積極的にサポートする

…日本で新たな生活を開始する外国人社員には、行政手続、住居手続、銀行口座の開設手続などは難しく、不安や負担を感じる手続きが多い。このため、居住地にある病院やスーパー等、生活していくために必要な施設等については事前に紹介したり、手続き等に当たって日本人社員が同行したりする等、外国人が生活者として自立できるまで、積極的にサポートすることが求められる。

### ◆外国人の雇用管理の改善の参考に

冊子ではこれらを踏まえて、「募集・採用」「配属・評価」「職場環境の整備」「教育・育成」「生活支援等」などについてのポイントがまとめられており、好事例とされる企業の事例が掲載されています。

厚生労働省では、業種や企業規模にかかわらず、これから外国人の雇用を検討する企業や、雇用している外国人の雇用管理の改善を検討している企業などに参考にしてもらいたいとしています。

テレワークの普及と  
「テレワーク・デイ」の実施

## ◆テレワーク制度が「ある」企業は約1割

国も導入を推進しながら、なかなか普及しないと言われてきたテレワーク（ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）。

連合総研（公益財団法人 連合総合生活開発研究所）が実施した「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」（全国の民間企業に勤める男女 2,000 人を対象にインターネットを通じて実施）によると、自宅などオフィス以外で働く「テレワーク」の制度が勤務先に「ある」と回答した従業員は 9.7%だったそうです。

従業員 1,000 人以上の企業では 19.1%が「ある」と答えたのに対し、99 人以下では 5.0%にとどまっております。企業規模による差が出る結果となっています。

## ◆「テレワークで働きたいと思わない」も約3割

また、今後在宅勤務型テレワークで働きたい（働き続けたい）かについては、「わからない」と回答した割合が最も多く 42.4%、「働きたい（働き続けたい）」と思うが 27.4%、「働きたい（働き続けたい）と思わない」が 30.3%となっています。

同調査では、「現在テレワークで働いている」という人の割合が約 1%という結果も出ており、テレワーク制度自体がまだまだ広く具体的に認識されていない現状も読み取れます。

## ◆国が「テレワーク・デイ」を実施予定

このような状況の中、ここ最近では政府が提唱する「働き方改革」の流れで、テレワークの普及が一層叫ばれているところです。

厚生労働省では、各省庁や東京都、経済団体などと連携し、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、テレワークを活用した働き方改革の運動を展開するとして、その一環として、2017 年は東京大会の開会日となる 7 月 24 日を「テレワーク・デイ」と位置付け、多くの企業や団体に一斉実施を呼び掛けています。

## ◆今後も導入推進は活発に

政府は、「2020 年には週 1 日以上在宅勤務する人の割合を 10%以上」とする目標を掲げています。

以前はセキュリティやコミュニケーションの問題、労務管理、コスト面等の問題から導入に躊躇する企業も多かったところ、最近では、これら懸念事項を解消するツールが様々な団体・企業によって用意されており、

以前より導入が比較的容易になりつつあると言われています。

今後は中小企業でも導入が期待されていくでしょう。

## 6 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 1 日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

### 12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

### 30 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 1 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

## ～当事務所よりひと言～

梅雨入りが気になる空模様が続きますが、皆様元気で過ごしてはいかがでしょうか。

沖縄・奄美地方は梅雨入りしたと、報道がありました。

関東地方も梅雨入り間近ですね。

体調管理には十分お気を付け

下さい。

